

日野町プレミアム付商品券 取扱店募集要項

1. 目的

日野町プレミアム付商品券を発行し、日野町における消費税・地方消費税率引き上げによる子育て世帯等への影響を緩和し、消費の喚起・下支えを図ることを目的とする。

2. 商品券事業の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | 日野町プレミアム付商品券 |
| (2) 発行者 | 日野町 |
| (3) 発行総額 | 90,750 千円 |
| (4) 発行総数 | 18,150 冊 (1 冊 額面 500 円×10 枚綴り) |
| (5) 販売価格 | 1 冊 4,000 円で販売 (券面額 5,000 円) |
| (6) 購入限度額 | 1 人 20,000 円 (5 冊、券面額 25,000 円) |
| (7) 購入期間 | 令和元年(2019年)10月1日から令和2年1月31日まで |
| (8) 利用期間 | 令和元年(2019年)10月1日から令和2年2月29日まで |
| (9) 購入対象者 | ①令和元年度(2019年)住民税非課税者 (町民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族および生活保護被保険者等を除く)
②平成28年(2016年)4月2日から令和元年度(2019年)9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主 |

3. 商品券取扱厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 商品券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合 (特売品など) は、あらかじめ消費者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨を明示して下さい。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (7) 商品券の盗難・紛失について、発行者はその責任を負いません。

4. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 現金との換金、金融機関への預入
- (2) 出資や債務、公共料金等の支払 (税金、振替代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等)
- (3) 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払い
- (5) たばこ事業法 (昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機械類および仕入商品等の購入
- (7) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業への支払い

5. 取扱店資格

日野町内に事業所、店舗等を有する事業者で、日野町内の店舗等に限り商品券を利用可能とします。

ただし、次の事業者は対象外とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業を行っているもの
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3) 上記 4. 「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱うもの
- (4) 町の物品調達業者および建設工事等競争入札参加資格者のうち指名停止の措置を受けているもの
- (5) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 もしくは第 198 条または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 89 条第 1 項もしくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処されたとき
- (6) 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその法人の役員またはその支店もしくは営業所（常時業務に委託契約を締結する事務所・店舗をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき
- (7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営もしくは運営に実質的に関与していると認められる法人もしくは組合等または暴力団もしくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人もしくは組合等を利用するなどしていると認められるとき
- (8) 役員等が、暴力団、暴力団関係者または暴力団関係者が経営もしくは運営に実質的に関与していると認められる法人もしくは組合等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められるとき

6. 取扱店の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、告知ツールを消費者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 消費者が利用される商品券について、受け取って問題がないかの確認をして下さい。確認用として見本券を配布するので、商品券を取り扱うすべての方（店員等）に周知して下さい。なお、偽造防止ホログラムが無い、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察および町に通報して下さい。
- (3) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面の利用済み欄に参加事業所名を明記し、既に明記済み商品券は、受け取りを拒否して下さい。
- (4) 商品券の交換および売買は行わないで下さい。

利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として利用された商品券のみ換金可能です。

7. 申込みについて

(1) 申込方法

取扱店に申込みされる方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「日野町プレミアム付商品券取扱店登録承認申請書兼誓約書」(別紙 1) を、郵送または持参で日野町商工会に申請して下さい。

《あて先》

日野町商工会

〒529-1602 蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地

TEL 0748-52-0515

なお、日野町内に複数の店舗を持つ事業者については、すべての店舗が「募集要項」に同意していることを前提に、原則、各店舗ではなく事業者単位で申請してください。

この場合、各店舗の名称、所在地(郵便番号を含む)、電話番号、FAX 番号、担当者名のわかるもの(様式自由)を添付してください。

(2) 申込期間

令和元年(2019年)8月16日から令和元年(2019年)9月6日まで

※郵送の場合、当日消印有効とします。

※申込期間以降も取扱店の申込みは受付ます。

ただし、この申込期間以降の申込みについては、取扱店一覧表の掲載タイミングが遅れます。

(3) 取扱店の登録

申請のあった店舗について、審査を経て取扱店として了承し、日野町プレミアム付き商品券取扱店登録証を9月中に送付する予定です。

また、店頭に掲示していただく告知ツールは、後日配布します。

なお、申込内容に虚偽・不備等があった場合には、登録を取り消すことがあります。

8. 取扱店契約の解除

次のような事由が生じた場合には、取扱店における商品券受領の有無に関わらず、取扱店契約を解除することができます。

この場合、商品券の換金等を行わず、既に換金等を行っていたときは、その返還を請求します。

(1) 事業者(事業者が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。

以下、この項において同じ。)が、商品券の換金等について詐欺を行い、または行うとした場合

(2) 事業者が暴力的行為または脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合

(3) 契約締結後に事業者が暴力団等反社会勢力に該当することが判明するなど

「5. 取扱店資格」の欠格条項に該当することとなった場合

(4) その他事業者に町の信頼を損ない取扱店契約の存続を困難とする次のような

重大な事由がある場合

① 町の名誉や信用を毀損または毀損するおそれのある行為をしたとき

② 町の業務を妨害または妨害するおそれのある行為をしたとき

③ その他「募集要項」に違反する行為が認められるとき

9. 換金について

- (1)商品券裏面に回収店名を記入し、「取扱店証明書」を提示の上、商品券を日野町商工会に持参してください。
- (2)商工会の業務日の対応になります。夜間など営業時間終了後や土・日・祝日の取扱はできません。※窓口対応は平日 10 時～16 時とします。
- (3)複数の店舗を持つ事業者は、事業者単位（原則、取扱店承認申請書兼誓約書の「申請者名」または「店舗名」で一括して換金してください。
- (4)換金請求締日と支払予定日は次の通りです。期間経過後の換金には一切応じられませんのでご注意ください。

請求締日	支払予定日
10月15日(火)	10月21日(月)
10月31日(木)	11月7日(木)
11月15日(金)	11月21日(木)
11月29日(金)	12月5日(木)
12月16日(月)	12月20日(金)
12月26日(木)	1月9日(木)
1月15日(水)	1月21日(火)
1月31日(金)	2月6日(木)
2月17日(月)	2月21日(金)
2月28日(金)	3月5日(木)
最終3月10日(火)	3月16日(月)

10. その他の留意事項

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定めます。
- (2) 取扱店の情報（店舗名称、所在地、業種等）は「商品券の使えるお店」として、日野町商工会ホームページなどに掲載し、広く周知を図ります。
- (3) 「募集要項」を含むこの事業の取扱に追加・変更があった場合は、日野町商工会ホームページでお知らせします。

問合せ先

日野町商工会（担当 安田・奥村）

TEL 0748-52-0515 FAX 0748-53-1859